

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(教育長に対する事務委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>(6) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。</p> <p>(7) 法令に基づく各種委員の任命及び委嘱に関すること。</p> <p>(8) 請願、陳情等を処理すること。</p> <p>(9) 教科書を採択すること。</p> <p>(10) 附属機関に対して重要な諮問をすること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。</p> <p>(12) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</p> <p>(13) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)施行上特に重要な事項の決定をすること。</p> <p>(14) 1件の予定価格300万円以上の教育財産の取得について意見を申し出ること。</p> <p>(15) 長の補助機関たる職員若しくは長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。</p> | <p>(教育長に対する事務委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p><u>(5)の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の設置に関すること。</u></p> <p>(6) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。</p> <p>(7) 法令に基づく各種委員の任命及び委嘱に関すること。</p> <p>(8) 請願、陳情等を処理すること。</p> <p>(9) 教科書を採択すること。</p> <p>(10) 附属機関に対して重要な諮問をすること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。</p> <p>(12) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</p> <p>(13) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)施行上特に重要な事項の決定をすること。</p> <p>(14) 1件の予定価格300万円以上の教育財産の取得について意見を申し出ること。</p> <p>(15) 長の補助機関たる職員若しくは長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。</p> |

(16) 長の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等を行うこと。

(17) 行政文書の開示等に関すること。

(18) 個人情報の開示等に関すること。

(16) 長の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等を行うこと。

(17) 行政文書の開示等に関すること。

(18) 個人情報の開示等に関すること。